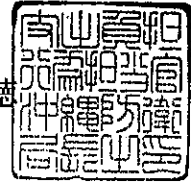


入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年11月20日

支出負担行為担当官
沖縄防衛局長 井上一徳



1 業務内容等

- (1) 業務名 嘉手納飛行場周辺環境状況資料作成業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から平成27年2月16日まで

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25・26・27年度防衛省所管の競争参加資格(全省庁統一資格)において、資格の種類が「役務の提供等」でAからDまでの等級に格付けを受け、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者であること。
- (3) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 防衛施設庁近似方式W値の算出方法についての知見があること。

3 入札手続等

- (1) 担当部局
〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9
沖縄防衛局総務部会計課会計係 電話 098-921-8181 (125・133)
- (2) 入札説明書等の交付期間等
平成26年11月20日(木)から平成26年12月4日(木)まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)、担当部局にて上記2(2)に掲げる競争参加資格の格付けを受けている者又は取得見込者に対し交付する。
- (3) 入札及び開札の日時等
平成26年12月5日(金) 午前10時00分 沖縄防衛局 4階 講堂2

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (2) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 関連情報入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。
- (6) 詳細は入札説明書による。
- (7) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

仕 様 書

- 1 件 名：嘉手納飛行場周辺環境状況資料作成業務
- 2 履行場所：沖縄防衛局
- 3 履行期限：契約締結日から平成27年2月16日まで
- 4 業務目的： 本業務は、平成23年(ワ)第245号嘉手納基地爆音差止等請求事件に係る原告ら及び裁判所から要求のあった訴訟証拠資料の作成
- 5 業務内容： 沖縄防衛局が保有する下記(1)の観測点における航空機騒音自動測定装置(以下「測定装置」という。)による騒音発生時刻等のデータを基に、下記(2)による旧防衛施設庁近似方式W値(旧防衛施設庁方式における補正()。以下「施設庁近似W値」という。)を求めるものとする。

(1) 観測点

- ア 嘉手納基地内国道側(測定点No.1)
- イ 嘉手納基地内県道側(測定点No.2)
- ウ 北谷町字吉原(測定点No.3)
- エ 嘉手納町字嘉手納(測定点No.4)
- オ 読谷村字座喜味(測定点No.5)
- カ 沖縄市字倉敷(測定点No.6)
- キ 沖縄市山内(測定点No.7)
- ク 沖縄市知花(測定点No.8)
- ケ うるま市字西原(測定点No.9)
- コ うるま市石川山城(測定点No.10)
- サ うるま市字昆布(測定点No.11)
- シ うるま市石川東恩納(測定点No.12)
- ス うるま市石川東山(測定点No.13)
- セ 北谷町字砂辺(測定点No.14)

(2) 条件

- ア 前回の嘉手納基地爆音差止等請求事件において使用した施設庁近似W値の計算方法を用いて算出すること。なお、計算式は、別添のとおり。
- イ 算出した結果については、必ず、前回の嘉手納基地爆音差止等請求事件において提出した算出結果との整合性を合わせる。

(3) 対象期間

平成21年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 集計

算出した結果については、別添に示す例に倣って作成すること。

自衛隊等の航空機騒音を評価するに当たり、「航空機騒音に係る環境基準」を基本としながらも、自衛隊等の飛行場は日々の変化が大きいという特徴等を考慮し、以下の補正を行っているものである。

飛行回数：1日の総飛行回数の少ない方から数えて1年間の90%に相当する日を標準飛行回数とする。

継続時間補正：継続時間に応じて補正。

着陸音補正：ジェット機の着陸に2dB(A)を加算。

6 業務報告書

業務報告書は、次項に掲げる成果品をもってこれに代える。

7 成果品及び数量

- | | |
|--|-----|
| (1) 各観測点ごとの算出結果表(別紙) | 5枚 |
| (2) 経過の分かる計算シート(当該データを記録した可搬記憶媒体) | 1枚 |
| (3) 前回の嘉手納基地爆音差止等請求事件において提出した算出結果との整合性を検証したことがわかる資料(当該データを記録した可搬記憶媒体及び紙媒体) | 各1部 |

なお、上記成果品については、製本を要しない。

8 貸与条件

発注者は、本業務を実施する上で、必要と認める範囲で、次に掲げる資料を受注者に貸与する。受注者は、貸与を受けた資料を適切に保管し、使用後は発注者へ速やかに返却する。

受注者は、発注者が所有するXZ-B2データベースを直接参照して作成すること。

- (1) 嘉手納飛行場周辺に設置している測定装置の位置図
- (2) その他発注者が保有する資料で、本業務の実施に必要と認められるもの

9 一般事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、本仕様書に基づき履行するものとする。

なお、本仕様書の記載事項又は本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督官と協議するものとする。

- (2) 受注者は、本契約締結後速やかに工程表を作成し、発注者に提出するものとする。
- (3) 本仕様書にない事項であっても、本業務を実施する上で必要と認められる事項は、受注者の負担において実施するものとする。
- (4) 本業務において、知り得た事項又は情報については、秘密保持に努めるものとし、データの取扱いには十分注意するものとする。

(5) 当局が保有する測定装置による騒音発生時刻等のデータは、受注者が、発注者が所有する X Z - B 2 データベースを直接参照しても可とする。

また、作業中当局が保有するデータ又は機器に支障が生じたときは、受注者は当該データ又は機器を速やかに復旧しなければならない。

(6) 発注者が必要と認めるときは、受注者は上記 7 の成果品を第三者に公表することを認めるものとする。

なお、この場合において、受注者は対価を求めないものとする。

(7) 本業務は、監督官の指示に基づき、密接な調整を行い実施するものとする。

(8) 本業務の途中段階にあっても、監督官から関係資料等の提示を求められた場合には、速やかなその指示に従うものとする。

(9) 成果物が第三者の知的財産権を侵害するとして、第三者が受注者に対して、使用差止、損害賠償等の請求（訴訟を含む。以下「侵害訴訟」という。）をした場合には、受注者は、侵害訴訟に関し必要と認めるときは、受注者の判断により、次のいずれかの措置を採るものとする。ただし、これらの措置が合理的に見てとり得ない場合には、受注者は成果物と交換に、本契約頭書記載の業務委託料の額から減価償却費相当額を差し引いた額を発注者に償還するものとする。

ア 成果物の継続使用权の確保

イ 侵害回避のための成果物の交換又は修正

(1 0) 成果物が第三者の知的財産権を侵害するとして、第三者が発注者に対して侵害訴訟をした場合において、これにより発注者に損害が生じたときは、受注者は本契約頭書記載の業務委託料の額を上限として、発注者が蒙った損害で通常生ずべき範囲の賠償を請求できるものとする。ただし、発注者が受注者に対し侵害訴訟の発生を遅滞なく通知すること、及び発注者が当該防御又は解決に際して、事前に受注者の同意を得なければならない。

(1 1) 上記 (9) 及び (1 0) の定めにかかわらず、受注者は、成果物が翻案又は改変されたことに起因する場合、他のデータ・プログラム又は機器との組み合わせに起因する場合、若しくはその他受注者の責めに帰すべからざる事由による場合においては、何ら責任も負わないものとする。

嘉手納飛行場周辺における航空機騒音状況の推移（国測定データ）

単位：WECPNL

区域	測定点	方式	所在地	平21	平22	平23	平24
		施設庁	嘉手納基地内国道側				
		施設庁	嘉手納基地内県道側				
80W		施設庁	北谷町字吉原				
85W		施設庁	嘉手納町字嘉手納				
75W		施設庁	読谷村字座喜味				
			読谷村字座喜味（ ）				
95W		施設庁	沖縄市字倉敷				
80W		施設庁	沖縄市山内				
80W		施設庁	沖縄市知花				
75W		施設庁	うるま市字西原				
80W		施設庁	うるま市石川山城				
85W		施設庁	うるま市字昆布				
85W		施設庁	うるま市石川東恩納				
		施設庁	うるま市石川東山				
90W		施設庁	北谷町字砂辺				
			北谷町字砂辺（ ）				

平成23年3月に測定点の位置が変更された。

計算式

防衛施設庁近似方式W値とは、旧防衛施設庁が定めるWECPNLである。1年間で1データのみ算出できる。計算式は、以下のとおり。

$$WECPNL = 10 \log_{10} \left[\frac{a}{j-1} 10^{\frac{TLEN_j}{10}} \right] - 50$$

ただし、

$$TLEN_j = dB(A)_j + 10 \log_{10} N_j + D_j + C_j + 23$$

$$D_j = 10 \log_{10} \frac{T_j}{20}$$

$dB(A)_j$ = 各カテゴリーのピーク騒音レベル

N_j = 施設庁飛行回数

D_j = 各カテゴリーの継続時間補正

C_j = 各カテゴリーの着陸音補正值

ジェット機の着陸時 $C_j = 2$ その他のとき $C_j = 0$

T_j = 各カテゴリーの継続時間

なお、プログラム等で処理する場合には、段階的に以下の方法により展開し計算している。

$$AWECPNL_d = 10 \log_{10} \left[\frac{1}{N_d} \left(10^{dB(A)_j + C_j / 10} - \frac{T_j}{20} \right) \right]$$

$$WECPNL_{DFAA} = 10 \log \left[\frac{1}{N_d} \left(N_d - 10^{AWECPNL_d / 10} \right) \right] + 10 \log_{10} T_j - 27$$

ただし、

$AWECPNL_d$ = ある1日の着陸音補正、継続時間補正を行ったパワー平均値

N_d = ある1日のピーク発生回数

$dB(A)_j$ = 各カテゴリーのピーク騒音レベル

C_j = 各カテゴリーの着陸音補正值

ジェット機の着陸時 $C_j = 2$ その他のとき $C_j = 0$

T_j = 各カテゴリーの継続時間

N_j = 施設庁飛行回数

$WECPNL_{DFAA}$ = 防衛施設庁方式 $WECPNL$

防衛施設庁飛行回数とは、ある1日の補正付き騒音発生回数（年間、測定日が対象）の、累積90パーセントの日の発生回数を指す。

補正付き騒音発生回数とは

N_d = 重み付け回数

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

$$N_1 = 00:00:00 \sim 06:59:59 \quad N_2 = 07:00:00 \sim 18:59:59$$

$$N_3 = 19:00:00 \sim 21:59:59 \quad N_4 = 22:00:00 \sim 23:59:59$$

で表される N と同じ回数である。

この回数 N を小さい順に並び替え、90パーセントの日の回数（ N ）を防衛施設庁飛行回数とする。

なお、90パーセントの日が存在しない場合は、例えば、365日の90パーセントの日は328.5日と端数が出るため、この場合、90パーセントより大きい値の日である、329日目の補正付き騒音発生回数を代表値とする。